



空き家等の適正管理に関する条例を制定

～施行は26年1月から～

お問合せ 街づくり推進課
☎ 21・3358

空き家等の適正管理に関する条例とは？

市民の安心・安全な生活環境を保全するため、空き家の所有者による適正管理を促進するとともに、管理が不十分で危険な状態にある空き家に対して講ずる、指導の強化や実効的な措置などを規定しています。

条例制定の背景

全国的に空き家が増加傾向にあるなか、本市においても空き家の存在が顕著化しています。空き家のなかには老朽化し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす危険なものもあり、所有者による適切な維持管理が不可欠ですが、実態的には管理状態が不十分なまま放置されている老朽空き家も少なくありません。このような状況を解消するため「函館市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、26年1月1日に施行します。

空き家等とは

市内にある建築物（塀などの工作物、敷地、敷地内の樹木も含む。）のうち、常時無人のものまたはふだん人が使用していないものが対象となります。

危険な状態とは

- ① 建築物の倒壊や建築資材等が飛散するなど、人の身体、財産等に害を及ぼすおそれのある状態
- ② 不特定の者に建築物等に侵入されるなど、犯罪や火災等を誘発するおそれのある状態
- ③ 雑草の繁茂や害虫、ねずみ等の繁殖など、周囲の生活環境等に害を及ぼすおそれのある状態



空き家等の適正な管理は所有者等の責任です！

空き家等を管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊・飛散、屋根雪の落雪によって、他人に損害を与えた場合には、空き家等の所有者（相続人を含む）が責任を問われるケースがあります。

空き家等の所有者の皆さんは、定期的の様子を確認し、近隣に迷惑が及ぶことがないように、空き家等の適正管理にご理解とご協力をお願いします。

もっと詳しい情報を知りたい方は

市のHPに条例に関する情報を掲載しています。

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/toshiken/machidukuri/akiyajyourei/jyourei.html>

空き家対策の流れ

